

秋田労働局長からの要請

長時間労働削減をはじめとする 『働き方改革』に向けた取組等に関する要請



去る、10月26日（金）秋田労働局の佐藤俊彦局長が当協会を訪れ、湊屋隆夫会長に『長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」に向けた取組に関する要請書』を手渡した。

毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、「過重労働解消キャンペーン」を実施するにあたり、キャンペーンを契機に各企業においてこれまでの働き方を見直し、効率的な働き方を一層進めていく取組を促すことを目的として秋田労働局が要請したもの。

全国でも高水準の人口減少率となっている当県では、特に人材確保の困難さや人手不足感の高まりが顕著となっており、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」を進め、働きやすく活躍しやすい職場環境作りが重要な課題となっている。長時間労働の削減等の問題については「著しい過重労働や悪質な賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導。」「休暇の取得促進を始めとした『働き方の見直し』に向けた企業への働きかけの強化。」の2つを柱に取り組みするとの説明がなされた。

湊屋会長は、「働き方改革」への取組が各経営者に対し一層深まるよう会報、ホームページなどの情宣活動により、要請の趣旨を会員企業に対して周知をする旨を伝えた。



平成30年10月26日

一般社団法人秋田県経営者協会 会長 殿

長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」 に向けた取組等に関する要請書

日頃より労働行政の推進につきまして格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、全国でも高水準の人口減少率となっている当県では、特に人材確保の困難さや人手不足感の高まりが顕著となっており、長時間労働削減をはじめとする「働き方改革」を進め、すべての人々が働きやすく、活躍しやすい職場環境をつくるのが、重要な課題となっております。

当労働局においても、過重労働や賃金不払残業などを行う企業への指導を行うとともに、休暇の取得促進をはじめとする「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけを行っていますが、当県の年間総労働時間数は全国平均より長く、年次有給休暇の平均取得率も平成29年で約47%と全国平均を下回る状況が続いております。

「働き方の見直し」に向けた取組を進めるためには、長時間労働を前提とした労働慣行から、早く帰る労働慣行への転換を図るとともに、年次有給休暇を取得しやすい雰囲気醸成するための取組等を積極的に行っていただくことが重要です。

具体的には、経営トップによるメッセージの発信や、年次有給休暇の計画的付与制度などの導入、ノー残業デーの設定、年次有給休暇の取得による連休の実現（プラスワン休暇）のほか、ボランティア休暇を始めとする働く方々の実情に応じた特別な休暇制度の導入等が考えられますが、各々の企業の実情に応じた取組を着実に行っていただくことが大切です。

本年10月19日には、厚生労働大臣から経営者団体に対し、「働き方改革」に向けた取組について要請を行ったところでありますが、当県に

においても、11月の「過重労働解消キャンペーン」を契機として、各々の企業において、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を一層進めていくための企業の実情に応じた取組を行うことが望まれるところです。

貴団体におかれましては、これまでも、「働き方改革」に関する周知啓発に格別の御協力を賜ってきたところですが、改めてこの取組の趣旨を御理解いただき、傘下団体・企業等に対する周知啓発に向けて御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

折しも、本年7月6日、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）が公布されました。

また、同月24日には、変更された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」が閣議決定され、国が取り組む重点対策として、長時間労働の削減に向けた取組の徹底や過重労働による健康障害の防止対策等が項立てされたところです。

この長時間労働の削減等の問題について、厚生労働省においては、

- ① 著しい過重労働や賃金不払残業などの撲滅に向けた監督指導の強化
- ② 休暇の取得促進を始めとした「働き方の見直し」に向けた企業への働きかけの強化

を2つの柱として、省を挙げて取り組んでいるところです。

今後とも、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しへ向け、様々な取組を実施していく方針ですので、引き続き、御協力をお願い申し上げます。

秋田労働局長

